



品川区教育大綱

品川区

平成28年4月





品川区教育大綱の 策定にあたって

品川区では、長期基本計画において「未来を創る子育て・教育都市」を都市像のひとつに掲げ、品川区の子どもたちが未来を担う人材として健やかに成長し、また、豊かな個性と社会性・人間性を備えた個として成長するための学びの機会と場の提供を行い、教育環境の充実を図ってまいりました。

教育には2つの目的があり、1つは、一人ひとりが人生を生き抜くための、知識や経験を習得することであり、もう1つは、未来の社会をつくるということです。これらのことを明確化し、品川区の教育を発展させるため、品川区教育大綱を策定いたしました。

策定にあたっては、教育委員会との「総合教育会議」において議論を重ね、またパブリックコメントなどを通じて多くの区民の皆様のご意見をいただきました。今後は、この大綱をもとに、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、より充実した教育の取り組みを進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成28年4月

品川区長 **濱野 健**

CONTENTS



1 大綱の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 大綱の位置づけ

P3

2 品川区の現況と課題

1. 品川区におけるこれまでの教育の取り組み
2. 品川区の教育を取り巻く状況の変化

P5

3 基本理念と方針

「基本理念」

1. 就学前教育の充実
2. 学校教育の充実
3. 青少年教育の充実
4. 生涯学習・スポーツの充実
5. 文化芸術の振興

P7

4 大綱の実現に向けて

P14

1-1 策定の趣旨

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年(2015年)4月より施行されました。これにより、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

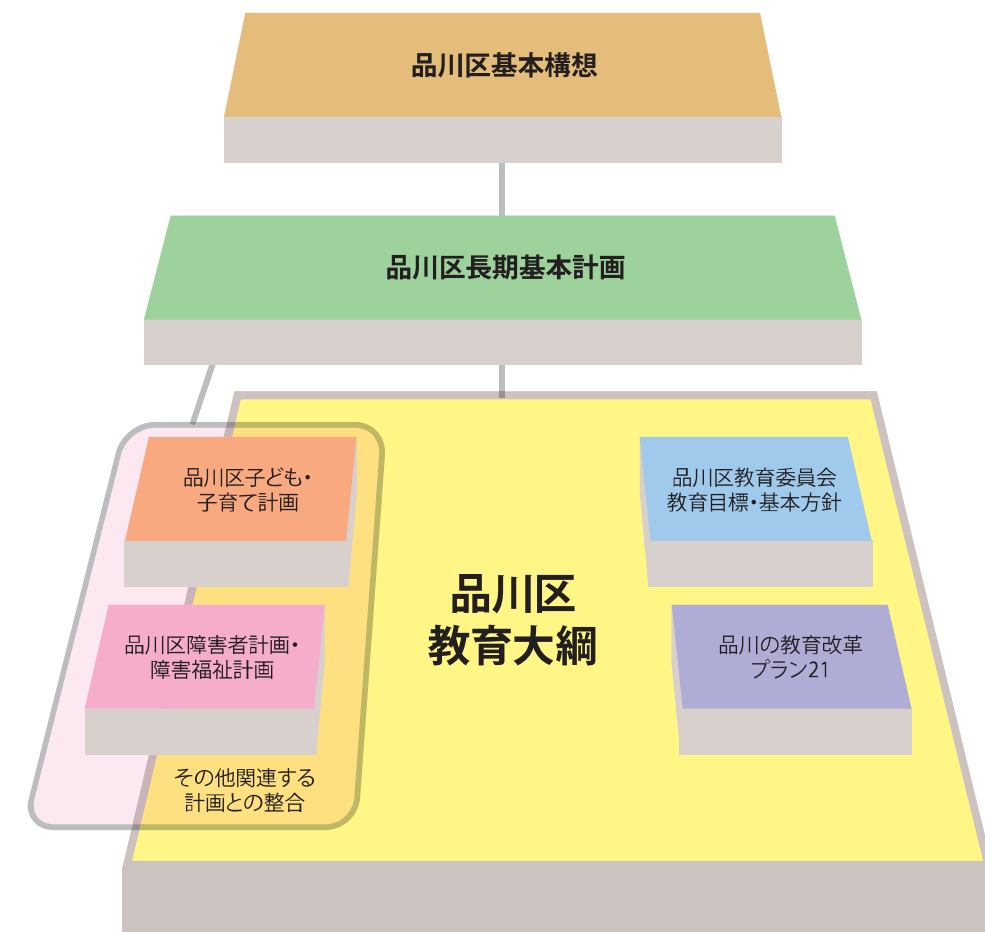
各自治体は、総合教育会議(※1)において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、策定した大綱に沿って、それぞれの所管する事務を執行します。

1-2 大綱の位置づけ

品川区の教育大綱は、区の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)の3年間を計画期間とします。また、教育行政等の変化に対応するため定期的に見直しを行っていきます。

「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を踏まえ、他の各種計画と整合を図り、区長部局と教育委員会が相互に連携・協力し、より効果的に施策を推進することを目的として策定します。

品川区教育大綱の位置づけ



※1 区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、より一層の民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置する会議です。

2-1 品川区におけるこれまでの教育の取り組み

区では、長期基本計画において「未来を創る子育て・教育都市」を都市像のひとつに掲げ、品川区の子どもたちが未来を担う人材として健やかに成長できるよう、親と子の成長を地域社会、行政が見守り支える、連携・協力のしくみや体制整備を行っています。

乳幼児期の教育においては、保育園および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、小学校への滑らかな接続を目指し、平成22年(2010年)に全国に先駆けて「保幼小ジョイント期カリキュラム」(※1)を作成し、保幼小における指導内容・方法の関連性・系統性をより一層意識した質の高い保育・教育活動を進めてきました。

また、学校教育においては、品川区の特色として、子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成のために学校教育が担う役割を踏まえ、平成11年(1999年)に「品川の教育改革『プラン21』」(※2)を策定しました。これに基づき、学校経営の改善・向上と、教員の意識改革・資質向上を図るとともに、平成18年度(2006年度)より、小中一貫教育をすべての区立学校で実施しました。小中一貫教育では、子どもの状況にあわせた、9年間の一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成するよう取り組みを進めてきました。その成果を受け、国は平成27年(2015年)6月に学校教育法の一部を改正し、小中一貫教育を制度化した義務教育学校を新たな学校種として法制化しました。

さらに、平成22年(2010年)に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定し、目的や年齢に応じた生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの充実に努めるとともに、平成27年度(2015年度)からは「しながわ学びの杜」(※3)を開設するなど、学びの機会と場の提供を拡充しています。

2-2 品川区の教育を取り巻く状況の変化

品川区では平成10年(1998年)以降、人口は増加を続けており、今後も品川区の総人口は微増傾向で推移し、平成39年(2027年)にピークを迎えると予測しています。同様に、年少人口についても増加傾向となっており、平成38年(2026年)には約47,000人に達するものと予測しています。

また、近年、区内の外国人の定住化・永住化がさらに進んでおり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などに向けて、国際相互理解と尊重の精神を普及・啓発していく取り組みの充実が必要となります。

さらに、地域とのつながりの強化や子どもの体力の向上など、取り組むべき様々な課題が山積しています。これら今後の品川区において予想される変化や、今まで品川区が進めてきた小中一貫教育や学校選択制の効果などを見極めながら、教育を取り巻く状況に的確に対応していくことが求められています。



※1 「保育園・幼稚園5歳児の10月から1年生の1学期」をジョイント期とし、幼児期の教育と学校教育を滑らかに接続するために「ジョイント期」において育てたい力を「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の3観点・10項目からまとめています。

※2 品川区の教育改革の根幹をなす基本方針です。学校選択制や外部評価制度、学力定着度調査、小中一貫教育などの各種教育施策を総合的に位置づけています。

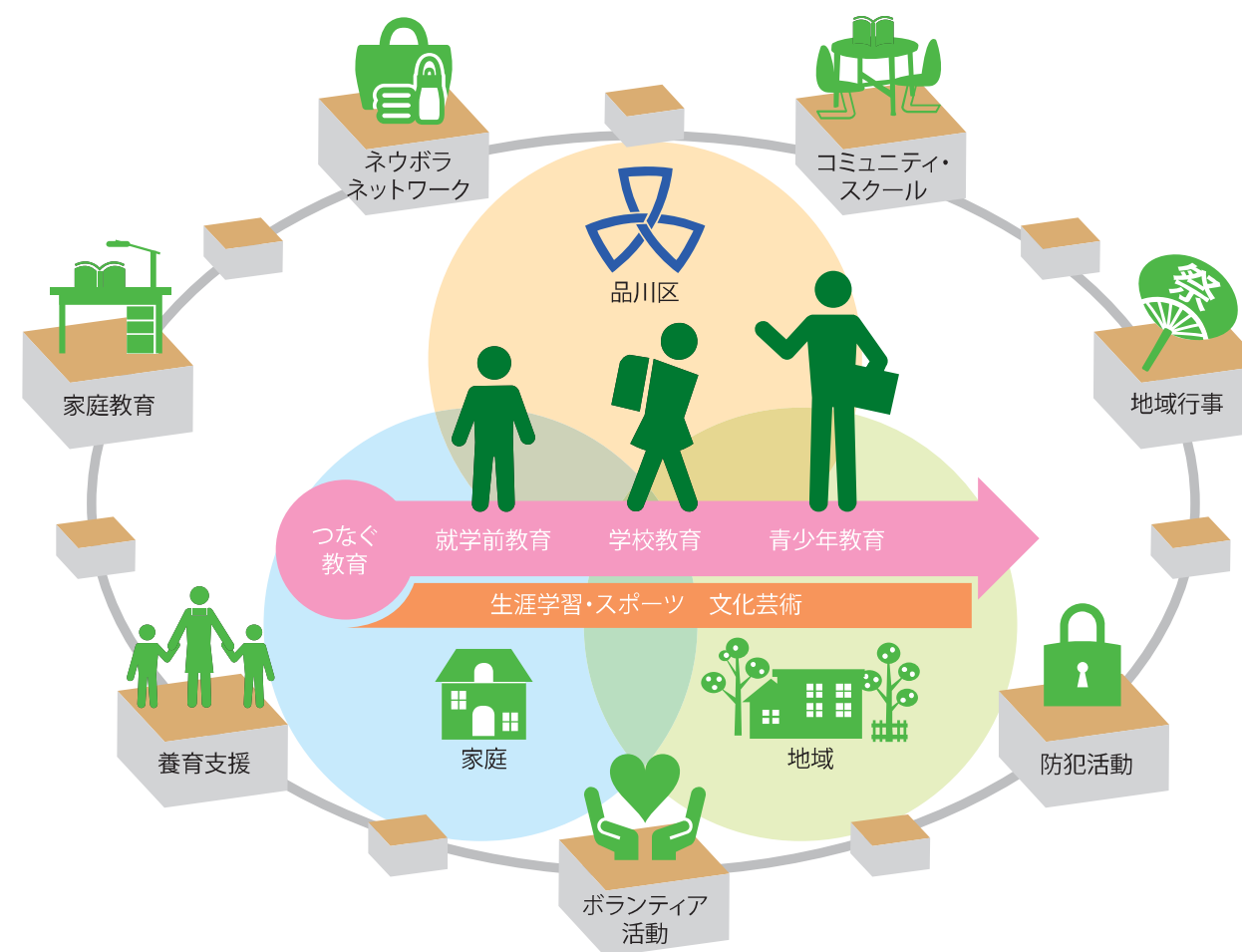
※3 平成27年(2015年)4月に開設した、学んだ成果を地域に還元できるしくみを取り入れている、新たな生涯学習事業体系の名称です。区民大学、シルバー大学、大学等公開講座および人権啓発・社会同和教育講座を、目的や年齢に応じ統合・体系化しました。

共に 育み つなぐ 教育都市しながわ

品川区は、「共に 育み つなぐ 教育都市しながわ」を基本理念とし、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の支援から、学校教育を経て卒業後の青少年時代にわたる、成長に応じた多様な教育の場をつなぐことで、質の高い教育環境を整備するとともに、家庭・学校・地域などが共に支え合い、共に成長していく社会を目指します。

そして、一人ひとりの生き抜く力を育むとともに、その力を活かす場をつくることで、未来につながる活力ある教育都市しながわを目指していきます。

基本理念の概念図



3 基本理念と方針

方針

1 就学前教育の充実



- これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、親と子がともに学び、育つ環境を整備するとともに、すべての妊婦と子育て家庭への「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援のしくみである「しながわネウボラネットワーク」(※1)を構築し、各段階で必要となる情報の提供や不安の軽減に努めます。
- 子育て力のある地域社会をつくるため、地域における多世代、多様な主体との協働を推進します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化に努めます。
- 障害児の低年齢化・多様化に対応した早期からの発達相談や療育を充実させ、専門的な療育を受けながら地域で安心して過ごすことができるよう、関係機関や庁内組織間の連携を強化し、家庭支援を含めた児童の成長発達段階に応じた支援体制の整備を推進していきます。
- 社会情勢に応じた多様な保育サービスの展開や待機児童対策を推進するとともに、子育てで孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。
- 幼児が小学校および義務教育学校にスムーズに入学できるよう、乳幼児教育の推進を図るとともに、保育園や幼稚園、学校との連携強化を推進します。



親育ちワークショップ



保幼小連携研究学校(園)

※1 フィンランド語(neuvola)で「アドバイスの場」を意味し、すべての妊産婦や子育て家庭を対象として、産前・産後・子育ての切れ目のない支援体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指す取り組みを指します。

※2 校区教育協働委員会および学校支援地域本部が設置され、家庭・学校・地域が一体となって学校運営の改善、児童・生徒の健全育成に取り組む仕組みのことです。

※3 障害のある幼児・児童・生徒の主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うことです。

※4 学校教育における児童・生徒一人ひとりの障害の状態および教育的ニーズへの対応のことです。

2 学校教育の充実



- 学校教育において、児童・生徒一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深め、その重要性を認識するための学習機会の充実に努めるとともに、「いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止ならびに早期発見・対応のための体制づくりに努めます。
- 「品川コミュニティ・スクール」(※2)を展開し、地域の教育資源や地域人材など地域の教育力のさらなる活用を図り、義務教育期間の学びを充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 小・中学校、義務教育学校における一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力などを身につけるとともに、区独自カリキュラム「市民科」等の活用を通じて「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる学校教育の充実に努めます。
- グローバル化社会を生き抜くための基礎的な資質・能力である英語教育の充実を図るとともに、心身ともに健康な生活を送るための基礎体力の育成ならびに向上を図ります。
- 特別支援教育(※3)については、個の発達に即した対応を継続的に行う環境づくりを基盤として、成長段階に応じた合理的な配慮(※4)や相談体制を整備し、適切な支援に取り組みます。
- 良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据え、校舎改築や学校配置のあり方について検討します。また、教育活動におけるICT環境の整備や学校図書館の機能充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図ります。
- 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長することを踏まえ、家庭と地域、行政が教育の担い手として連携し、子どもの健やかな発達を図るための家庭教育を、地域全体で支援していきます。
- 家庭・学校・地域が相互に連携・協力し、犯罪・災害・交通事故などから子どもたちの安全を確保する取り組みを推進していきます。
- 放課後学習等の支援、および健全育成の場である「すまいるスクール」については、家庭・学校・地域や大学と協働し、児童の社会性や自立心を育てる施策の充実を図ります。



子ども達の人権メッセージ発表会



市民科における囲碁教室

3 基本理念と方針

方針

3 青少年教育の充実



- ボランティア活動等を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図るとともに、児童センターのティーンズプラザ(※1)を青少年の交流・活動の場として、青少年の非行防止対策や相談機能の充実を図ります。
- ジュニア・リーダー教室(※2)の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで、地域と連携した青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るために、青少年健全育成指導者や家庭との連携体制の構築を推進し、正しい知識の提供や啓発を行い、年齢を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。
- 健康について青少年の関心を促し、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等を防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。



ティーンズプラザの活動

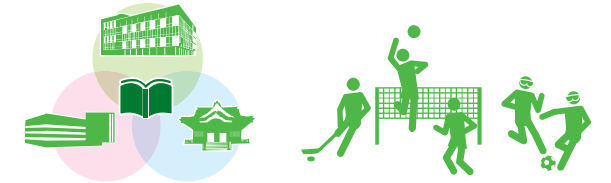


ジュニア・リーダー教室

※1 平成14年度(2002年度)より児童センターを中高生の交流拠点として計画的に整備し、スポーツやバンドなど自主的活動への支援や思春期の様々な悩みの相談に応じ指導・助言などを行っています。

※2 異年齢集団の活動の中で、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につける機会を提供しています。
品川区青少年委員会と熱意あるリーダーが教室の運営を担当します。

4 生涯学習・スポーツの充実



- 区民一人ひとりが生涯を通じて自立的・自主的に多様な活動を行うことができるよう、生涯学習・スポーツ・健康づくりに関する機会の充実を図ります。
- 文化センター・大学・史跡などを学び舎と捉え、区内大学・高専等と連携・協力しながら、これまでの生涯学習事業を統合・体系化した「しながわ学びの杜」で多彩なプログラムを提供していきます。
- 豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図るほか、スポーツ団体等の連携・協力を促進します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、区内会場で3競技(ホッケー、ビーチバレーボール、ブラインドサッカー)が実施されることを好機ととらえ、実施競技の周知、体験、観戦など区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。
- 区民の学習活動やサークル活動が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備、充実させていきます。
- 生涯学習社会、高度情報化社会を迎え、さらに活発化する区民各層の学習活動や地域活動を支援するため、地域の情報拠点機能の充実や課題解決型図書館づくりを目指し、さらに魅力のある図書館サービスを効果的・効率的に行います。
- 「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進により、平和・人権尊重の意識を育むとともに、男女がその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援していきます。
- 現在の姉妹・友好都市交流に加え、地域での外国人との交流を深め、異文化への相互理解を図り、国際社会への架け橋となる人材の育成を行います。



ブラインドサッカー体験



おもてなし実践ツアー

方針

5 文化芸術の振興



- 「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」に基づき、区内の様々な文化芸術活動を支援します。また、就学前から学齢期を経て、生涯にわたり区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会の充実を図り、文化芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。
- 伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。
- 広く区民に品川区の歴史を知ってもらうため、学校教育を含めた様々な場面において、新たに刊行した「品川区史2014」(※1)などを活用し、地域の歴史の継承と普及を図ります。あわせて、指定文化財等の保存・公開・活用に取り組みます。

教育施策は、子育て支援や地域施策等と深く関連します。大綱の策定にあたっては、区長部局と教育委員会との間で検討をしてきました。今後は、大綱の実現に向け、区長部局と教育委員会とが相互に連携・協力を図ることで、より効果的に教育施策を推進します。

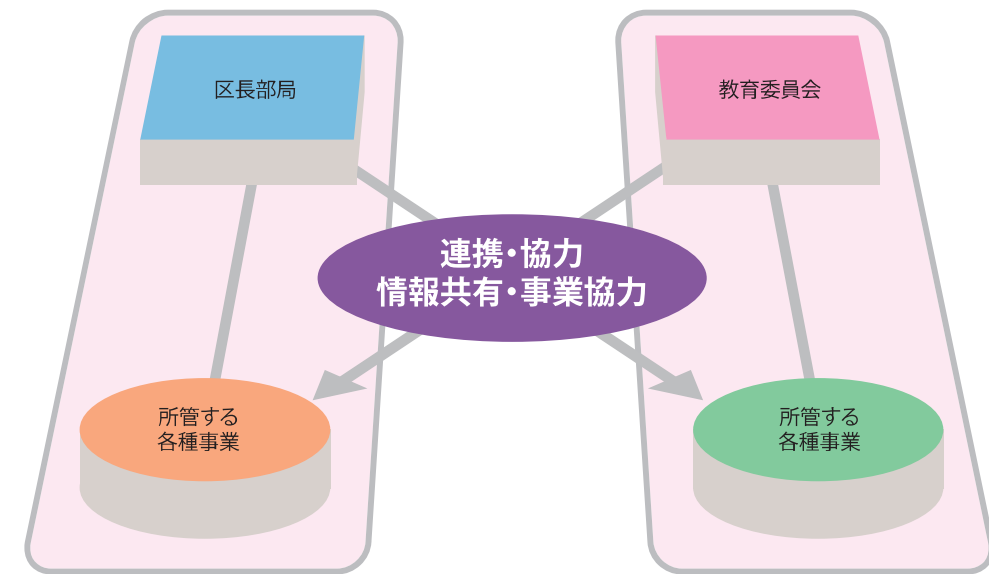


小学校の能体験



江戸切子の製作体験

区長部局と教育委員会との連携



※1「品川区史2014—歴史と未来をつなぐまちしながわー」は、品川の歴史や、区内各地域のあゆみと特色、そこに生きる人たちの姿をまとめ、「見て」「読んで」「調べて」楽しむ冊子です。



品川区企画部 企画調整課

所在地：〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL.5742-6607 FAX.5742-6870

